

～国民健康保険～

高額療養費制度 自己負担限度額の見直し

平成27年1月診療分から、70歳未満の人の自己負担限度額が3区分から5区分に細分化されます。70歳以上の人の限度額は変更ありません。

高額療養費制度：医療費（保険適用分）の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として国民健康保険から支給されます。



平成27年1月からの自己負担限度額
(月額) (70歳未満の人の場合)

所得区分 (所得金額※3)	3回目まで	4回目以降 (※2)
901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円超～ 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円超～ 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下	57,600円	44,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

平成26年12月までの自己負担限度額
(月額) (70歳未満の人の場合)

所得区分	3回目まで	4回目以降 (※2)
上位所得者 (※1)	150,000円+ (総医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯

※2 直近12か月間に、同一世帯で高額療養費の支給が3回以上あった場合の4回目からの限度額

※3 所得金額とは、国保被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額のことをさします。

医療費が高額になりそうなとき

「認定証」などを提示すれば、医療機関等の窓口負担が自己負担限度額までになります。



※保険料を滞納していると認定証が交付されない場合があります。
※「認定証」を提示しない場合は、高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます。

診療を受ける方	事前の手続き	病院・薬局などで
●70歳未満の方 ●70歳以上で、 非課税世帯等の方	加入している健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください。	「認定証」を窓口に表示してください。
●70歳以上75歳未満で、 非課税世帯等ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口に表示してください。
●75歳以上で、 非課税世帯等ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口に表示してください。

事前の申請など詳細については、ご加入の健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合までお問い合わせください。

◆問い合わせ先
本庁住民生活課 ☎0859-54-5210
大山支所総合窓口課 ☎0859-53-3311
中山支所総合窓口課 ☎0858-58-6111